

各政令市消費者基本計画・消費者教育推進計画の策定状況

参考1

H28.11.2修正

都市名	計画の名称(上段 基本計画、 下段 消費者教育推進計画)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	消費者教育推進計画の位置づけ	
1 札幌市	札幌市第2次消費者基本計画	25～29年度の5年間									基本計画の一部
	札幌市消費者教育推進プラン			27～29年度の3年間							
2 仙台市	仙台市消費生活基本計画(第2次)	(1次 23～27年度の5年間)			28～32年度の5年間					基本計画に含まれる	
	-										
3 さいたま市	さいたま市第2期消費生活基本計画		26～32年度の7年間							未策定	
	-										
4 千葉市	第2次千葉市消費生活基本計画	24～28年度の5年間								基本計画の下位計画、29年度基本計画に統合予定	
	千葉市消費者教育推進計画			27. 28年度の2年間							
5 川崎市	川崎市消費者行政推進計画(第3次)	(2次 23～25年度の3年間)	26～28年度の3年間							未策定	
	-										
6 横浜市	-									未策定 年度毎に推進計画を策定	
	横浜市消費者教育推進の方向性										
7 相模原市	相模原市消費生活基本計画(第1次)	24～31年度の8年間					27年度の中間改定時に消費者教育推進計画を盛り込む			基本計画に含まれる	
	-										
8 新潟市	新潟市消費生活推進計画(一次改定)	(当初)20～26年度の7年間			27～30年度の4年間(31年度改定)				※基本計画に消費者教育の推進も施策として計画していることから、消費生活推進計画・消費者教育推進計画に名称変更予定(新潟市消費生活審議会です承済み)		
	-				※						
9 静岡市	静岡市第2次消費生活基本計画 消費者教育推進計画	(1次 21～25年度の5年間)	27～34年度の8年間							基本計画に含まれる	
	-										
10 浜松市	-									未策定	
	浜松市消費者教育推進計画				28～32年度の5年間						
11 名古屋市	名古屋市消費者行政推進プラン	24～28年度の5年間								未策定	
	-										
12 京都市	京都市消費生活基本計画(第2次)	23～32年度の10年間								基本計画の下位計画	
	京都市消費者教育推進計画			27～31年度の5年間							
13 大阪市	-									未策定	
	-										
14 堺市	第2期堺市消費者基本計画	(第1期 23～27年度の5年間)			28～32年度の5年間					基本計画に含まれる	
	-										
15 神戸市	第3次神戸市消費者基本計画	(第2次 23～27年度の5年間)			28～32年度の5年間(消費者教育推進プランを統合)					※27年度までは基本計画の下位計画として年度毎に推進計画を策定	
	神戸市消費者教育推進プラン		※								
16 岡山市	-									未策定 策定予定	
	-										
17 広島市	広島市消費生活基本計画(第1次)	25～29年度の5年間								未策定(第2次基本計画に盛り込む予定)	
	-										
18 北九州市	-									未策定	
	-										
19 福岡市	-									未策定	
	福岡市消費者教育推進計画			27～31年度の5年間							
20 熊本市	熊本市消費者行政推進計画(第1次)		26～30年度の5年間							消費者教育推進計画を28～30の3年間で策定予定	
	-										